

四日市市長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年9月29日

四日市市長 森 智 広

四日市市規則第56号

四日市市長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則

四日市市長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則（平成21年四日市市規則第44号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則における用語の意義は、法に定めのあるもののほか、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 認定基準 法第6条第1項第1号から<u>第8号</u>までの基準をいう。</p> <p>(2)から(4)まで (略)</p> <p>(市長が定める図書)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 省令第2条第1項の表1及び表<u>3</u>に掲げる付近見取図は、第14条第4号ア又はイに定める区域が分かる縮尺2,500分の1程度の都市計画基本図とする。</p> <p>3及び4 (略)</p> <p>(申請の取下げ)</p> <p>第6条 法第5条第1項から<u>第7項</u>ま</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則における用語の意義は、法に定めのあるもののほか、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 認定基準 法第6条第1項第1号から<u>第7号</u>までの基準をいう。</p> <p>(2)から(4)まで (略)</p> <p>(市長が定める図書)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 省令第2条第1項の表1及び表<u>2</u>に掲げる付近見取図は、第14条第4号ア又はイに定める区域が分かる縮尺2,500分の1程度の都市計画基本図とする。</p> <p>3 (略)</p> <p>(申請の取下げ)</p> <p>第6条 法第5条第1項から<u>第5項</u>ま</p>

で、法第8条第1項又は法第9条第1項若しくは第3項の規定による認定の申請をした者が、その申請を取り下げようとするときは、市長に取下届（第1号様式）の正本及び副本各1通を提出しなければならない。

（認定しない旨の通知）

第7条 市長は、法第5条第1項から第7項まで、法第8条第1項又は法第9条第1項若しくは第3項の規定による認定の申請に係る計画が認定基準に適合しないと認めるときは、認定しない旨の通知書（第2号様式）により申請者に通知するものとする。

（建築等の取りやめ）

第9条 認定を受けた長期優良住宅建築等計画又は長期優良住宅維持保全計画（以下「認定長期優良住宅建築等計画等」という。）に基づく住宅の建築又は維持保全をやめようとする者は、取りやめ届（第4号様式）の正本及び副本各1通に認定通知書を添えて提出しなければならない。

（軽微な変更）

第11条 法第10条第1項に規定する認定計画実施者は、認定長期優良住宅建築等計画等について省令第7条各号に規定する軽微な変更をしたときは、軽微な変更届（第5号様式）の正本及び副本

で、法第8条第1項又は法第9条第1項若しくは第3項の規定による認定の申請をした者が、その申請を取り下げようとするときは、市長に取下届（第1号様式）の正本及び副本各1通を提出しなければならない。

（認定しない旨の通知）

第7条 市長は、法第5条第1項から第5項まで、法第8条第1項又は法第9条第1項若しくは第3項の規定による認定の申請に係る計画が認定基準に適合しないと認めるときは、認定しない旨の通知書（第2号様式）により申請者に通知するものとする。

（建築等の取りやめ）

第9条 認定を受けた長期優良住宅建築等計画に基づく住宅の建築又は維持保全をやめようとする者は、取りやめ届（第4号様式）の正本及び副本各1通に認定通知書を添えて提出しなければならない。

（軽微な変更）

第11条 法第10条第1項に規定する認定計画実施者は、認定を受けた長期優良住宅建築等計画について省令第7条各号に規定する軽微な変更をしたときは、軽微な変更届（第5号様式）の正本

各 1 通に、それぞれその内容が分かる図書を添えて、これらを市長に提出しなければならない。ただし、軽微な変更の内容を記載した第 15 条第 2 項の工事完了報告書にその内容がわかる図書を添えて提出する場合にあっては、この限りでない。

及び副本各 1 通に、それぞれその内容が分かる図書を添えて、これらを市長に提出しなければならない。ただし、軽微な変更の内容を記載した第 15 条第 2 項の工事完了報告書にその内容がわかる図書を添えて提出する場合にあっては、この限りでない。

別表第 1（第 4 条第 1 項関係）

	(ア)	(イ)
(略)		
(3)	法第 5 条第 1 項、 第 2 項、 <u>第 5 項、</u> <u>第 6 項若しくは第</u> <u>7 項の規定による</u> 認定又は法第 9 条 第 1 項若しくは第 3 項の規定による 変更の認定の申請 を行う場合	(略)
(略)		
(9)	代理者によって <u>長</u> <u>期優良住宅建築等</u> <u>計画等の認定の申</u> 請を行う場合	(略)

別表第 1（第 4 条第 1 項関係）

	(ア)	(イ)
(略)		
(3)	法第 5 条第 1 項、 第 2 項若しくは第 <u>5 項の規定による</u> 認定又は法第 9 条 第 1 項若しくは第 3 項の規定による 変更の認定の申請 を行う場合	(略)
(略)		
(9)	代理者によって <u>長</u> <u>期優良住宅建築等</u> <u>計画の認定の申</u> 請を行う場合	(略)

第 1 号様式から第 10 号様式までを次のように改める。

第1号様式（第6条関係）

取 下 届

年 月 日

四日市市長

届出者

住 所

氏 名

下記の長期優良住宅建築等計画等の認定申請を取り下げたいので、四日市市長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則第6条の規定に基づき届け出ます。

記

1 申請年月日

年 月 日

2 申請に係る住宅の位置

四日市市

3 確認の特例の有無

長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第2項の規定による申出の有無

有 ・ 無

4 申請を取り下げる理由

(注意)

1 届出者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。

2 ※欄は記入しないでください。

※ 受付欄

認定しない旨の通知書

第 号
年 月 日

様

四日市市長

印

下記の長期優良住宅建築等計画等の認定申請については、長期優良住宅普及の促進に関する法律第6条第1項の規定による認定をしないこととしたので、四日市市長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則第7条の規定に基づき、これを通知します。

記

- 1 申請年月日
年 月 日
- 2 申請者の住所
- 3 申請に係る住宅の位置
四日市市
- 4 認定しない理由

（教示）

なお、この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、四日市市長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内（適法な審査請求をした場合には、その審査請求に対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内）に、四日市市（訴訟において四日市市を代表する者は四日市市長となります。）を被告として、処分の取消しの訴えを提起することもできます。

承認しない旨の通知書

第 号
年 月 日

様

四日市市長

印

下記の長期優良住宅建築等計画等の認定に基づく地位の承継の承認の申請については、長期優良住宅の普及の促進に関する法律第10条の規定による承認をしないこととしたので、四日市市長長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則第8条の規定に基づき、これを通知します。

記

- 1 申請年月日
年 月 日
- 2 申請者の住所
- 3 申請に係る住宅の位置
四日市市
- 4 承認しない理由

（教示）

なお、この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、四日市市長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内（適法な審査請求をした場合には、その審査請求に対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内）に、四日市市（訴訟において四日市市を代表する者は四日市市長となります。）を被告として、処分の取消しの訴えを提起することもできます。

取りやめ届

年 月 日

四日市市長

届出者（認定計画実施者）

住 所

氏 名

下記の認定長期優良住宅建築等計画等に基づく住宅の建築又は維持保全を取りやめたいので、四日市市長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則第9条の規定に基づき届け出ます。

記

- 1 認定長期優良住宅建築等計画等の認定番号
第 号
- 2 認定長期優良住宅建築等計画等の認定年月日
年 月 日
- 3 認定に係る住宅の位置
四日市市
- 4 確認の特例の有無
長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第2項の規定による申出の有無 有・無
(確認年月日・番号 年 月 日 第 号)
- 5 住宅の建築又は維持保全を取りやめる理由

(注意)

- 1 届出者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。
- 2 ※欄は記入しないでください。

※ 受付欄

※ 受付欄

軽微な変更届

年 月 日

四日市市長

届出者（認定計画実施者）

住 所

氏 名

認定長期優良住宅建築等計画等について、軽微な変更をいたしましたので四日市市長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則第11条の規定に基づき届け出ます。

認定番号及び年月日	第 号 年 月 日	
認定住宅の位置	四日市市	
工事の着手予定時期 又は完了予定時期の 変更（6月以内）	旧	
	新	
譲受人の決定の予定 時期の変更 （6月以内）	旧	
	新	
その他の変更	旧	
	新	
変更の理由		

（注意）

- 届出者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。
- 計画の軽微な変更により図面等に訂正がある場合は、変更箇所が分かる図面等を添付してください。
- ※欄は記入しないでください。

※受付欄

※受付欄

工事完了報告書

年 月 日

四日市市長

報告者（認定計画実施者）

住 所

氏 名

認定長期優良住宅建築等計画に基づく住宅の建築の工事が完了しましたので、四日市市長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則第15条の規定に基づき、下記のとおり報告いたします。

記

- 1 認定長期優良住宅建築等計画の認定番号
第 号
- 2 認定長期優良住宅建築等計画の認定年月日
年 月 日
- 3 認定に係る住宅の地名地番
四日市市
- 4 認定に係る住宅の住所（郵便物の宛先に使用する新しい住所）
〒
四日市市
- 5 認定長期優良住宅建築等計画に基づく住宅の建築の工事が完了したことを確認した建築士等
【資格】（ 級）建築士（ ）登録第 号
【氏名】
【建築士事務所名】（ 級）建築士事務所（ ）知事登録第 号
【所在地】
- 6 軽微な変更の有無及び内容 有 ・ 無

（注意）

- 1 報告者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。
- 2 上記6の軽微な変更の内容の記載について、別紙とすることが出来ます。
- 3 ※欄は記入しないでください。
- 4 認定長期優良住宅建築等計画に基づいて工事が行われた旨を確認するため、第7号様式を添付してください。

※ 受付欄

※ 受付欄

第7号様式（第15条関係）

認定長期優良住宅建築等計画に従って建築工事が行われた旨の確認書

年 月 日

認定計画実施者

様

確認者（ 級）建築士（ ）登録第 号

氏名

（ 級）建築士事務所（ ）知事登録第 号

名称

所在地

次のとおり、認定長期優良住宅建築等計画に従って建築工事が行われた旨を確認しました。

	確認を行った部位 、材料の種類等	照合内容	照合を行った 設計図書	照合結果 (不適の場合には、 その内容)
構造躯体等の 劣化対策				
耐震性				
可変性				
維持管理・ 更新の容易性				
高齢者等対策				
省エネルギー 対策				

第 8 号様式（第 1 6 条関係）

認定長期優良住宅状況報告書

年 月 日

四日市市長

報告者（認定計画実施者）

住 所

氏 名

電話番号

長期優良住宅の普及の促進に関する法律第 1 2 条の規定により、報告の求めのあった認定長期優良住宅建築等計画等に基づく次の住宅の建築又は維持保全の状況について、四日市市長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則第 1 6 条の規定に基づき、次のとおり報告します。

記

1 認定長期優良住宅建築等計画等の認定番号

第 号

2 認定長期優良住宅建築等計画等の認定年月日

年 月 日

3 認定に係る住宅の位置

四日市市

4 報告する事項

(注意)

- 1 報告者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。
- 2 ※欄は記入しないでください。

※ 受付欄

※ 受付欄

改善命令書

第 号
年 月 日

認定計画実施者

様

四日市市長

印

下記の認定長期優良住宅建築等計画等について、長期優良住宅の普及の促進に関する法律第13条第 項の規定により、改善に必要な措置を命じます。

記

1 認定長期優良住宅建築等計画等の認定番号

第 号

2 認定長期優良住宅建築等計画等の認定年月日

年 月 日

3 認定に係る住宅の位置

四日市市

4 命ずる措置

5 改善の期限

(教示)

なお、この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、四日市市長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内（適法な審査請求をした場合には、その審査請求に対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内）に、四日市市（訴訟において四日市市を代表する者は四日市市長となります。）を被告として、処分の取消しの訴えを提起することもできます。

認定取消通知書

第 号
年 月 日

認定計画実施者

様

四日市市長

印

長期優良住宅の普及の促進に関する法律第14条第1項の規定に基づき、下記の認定長期優良住宅建築等計画等について、その認定を取り消しましたので、同条第2項の規定に基づき、これを通知します。これにより、認定通知書はその効力を失います。

記

1 認定長期優良住宅建築等計画等の認定番号

第 号

2 認定長期優良住宅建築等計画等の認定年月日

年 月 日

3 認定に係る住宅の位置

四日市市

4 認定を取り消した理由

※長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第2項の規定による申出を行った場合、認定の取消しにより、確認済証の交付があったものとみなされなくなります。

（教示）

なお、この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、四日市市長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内（適法な審査請求をした場合には、その審査請求に対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内）に、四日市市（訴訟において四日市市を代表する者は四日市市長となります。）を被告として、処分の取消しの訴えを提起することもできます。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和4年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に提出されている申請書に係る改正後の四日市市長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則の規定の適用については、なお従前の例による。